

令和7年4月14日

保護者各位

茨城県立土浦第二高等学校長 深谷 靖

令和7年度「体験活動推進日（ラーケーション）」の実施について（お願い）

桜端の候、皆様にはますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご支援、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、上記の件につきまして、昨年度より、茨城県教育委員会では、生徒が校外における体験活動等を企画し、平日に活動する機会を確保できるようにすることを目的とし、下記の内容で「ラーケーション」を実施することとしました。

今年度の詳細につきましては、下記の1から4の事項と、別添のパンフレットをご確認の上、活用するようお願いいたします。

記

1 内容

- (1) 生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日です。
- (2) 体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではありません。
- (3) 年間5日以内（1日単位）に限り、保護者の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定します。ただし、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。
- (4) 通知表、指導要録および調査書等については「出席停止・忌引き等」の取り扱いとします。

2 申請方法

本校所定の申請用紙に日付および理由を記入、保護者署名の上、原則として1週間前までに申請してください。申請用紙は、担任から受領、または本校ホームページからダウンロードすることができます。

3 実施の流れ

(1) 取得前

- ① 生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し体験活動について計画してください。なお、これらの様式は、担任から受領、または本校ホームページからダウンロードすることができます。

- ②必要に応じて、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）を各家庭において対応してください。

（２）取得後

- ①学校は、学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応します。
- ②生徒は、体験したことについて、保護者や友人と共有し合うなど、活動の振り返りを行ってください。

４ その他

- （１）令和７年４月から令和８年３月まで（年度単位で）実施します。
- （２）年間５日の利用については、１日単位で５回の利用のほか、２日間と３日間に分けて２回の利用、５日連続の利用なども可能です。
- （３）以下の日程については、原則として、ラーケーションの利用はできませんのでご注意ください。（ラーケーション利用除外日）**
- ①年度初めから夏季休業開始日まで
 - ②各定期テスト、実力テストの実施日及びその前後１週間
 - ③外部模擬試験等の実施日
 - ④卒業式、スポーツ大会、長期休業前集会等の学校行事の実施日
 - ⑤学力検査（高校入試）の実施日から学年末休業開始日まで
 - ⑥その他、学校や学年が必要と認める日
- （４）この件についてのお問い合わせは、下記 URL または二次元バーコードよりお願いします。

<https://forms.gle/TwdrF8VZgEV4biSdA>

